

発 言 通 告 書

発言者氏名	杉田 惺
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 港湾行政について

- (1) 横須賀港上半期貿易概況に対する印象について
- (2) 新港について
 - ア 完成自動車の積み出し港が新港から常陸那珂港へシフトを開始したことについて
 - (ア) 同シフトの情報を得た時期及び当時のユーザーへの対応について
 - (イ) 同シフトの具体的な開始時期について
 - イ 港湾利用料について
 - (ア) 自動車輸出に依存している実態に対する認識について
 - (イ) マグロ輸入拡大の可能性について
 - ウ 新港の活用に向けた方策について
- (3) 久里浜港について
 - ア 施設・能力を踏まえた経営資源を集中する分野について

イ 物流拠点としての構想について

ウ フェリー航路誘致の現状について

エ 日本遺産に認定された旧軍港4市回遊航路創設への取り組みについて

オ 産業への活用について

(ア) 東京電力への石炭受け入れ港としての利用提案について

(イ) 同社の焼却灰再利用に関する物流の提案検討について

(4) 港湾行政を政策推進部の主導で行うべきとの考え方について

(5) 本市行政において政策推進部が担うべき役割について

2 ペリー記念館について

(1) 現在の同記念館の評価について

(2) 「人を引きつける」記念館とするために行ったこの半年間における検討内容について

(3) 展示内容の充実に向けた具体的な方策について

(4) 自然・人文博物館や図書館が所有する資料を同記念館で閲覧できる工夫の必要性について

(5) 同記念館における展示物の所管変更について

発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野英明
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 SOGIに関するさまざまな課題を積極的に解決するために計画的かつ総合的な取り組みを行う必要性について

(1) 明確な立法事実の存在に対する市長の認識について

ア いわゆる性的マイノリティとされる当事者の声に加え、2016年度実施の市民らへのアンケート結果からも、本市にはいわゆる性的マイノリティとされる方々への差別的扱いや人権侵害、暴力の禁止等に対処すべき立法事実があると市長は受け止めておられるか

これまで私は、歴代の市長・教育長・部課長らにいわゆる性的マイノリティとされる当事者の方々と実際に会っていただき、その生きづらさを生の声でお聞きいただくとともに、代弁者として議会質疑を約10年にわたって行うことで、人口の約6%と推定される当事者の方々が社会で日々直面している生きづらさや困難等を行政に伝えてきた。

また、他の市民の皆様がこの問題をいかに受けとめているかに関する本市の客観的なデータがないために、市民への調査を提案し、本市は2016年度の「男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、市民・市職員・高校生らに、いわゆる

性的マイノリティに関する意識調査を実施した。

その結果、「性的マイノリティの方々にとって偏見や差別などにより生活しづらい社会だと思うか」との設問に対して、「思う」「どちらかと言えばそう思う」との回答は、市民 77.5%、市職員 85.6%にも上った。性的な多様性が保障されておらず、偏見・差別があり、当事者が生活しづらい現状を市民の多くの方々も認識しておられる現状がデータでも明らかになった。

当事者の生の声に加え、市民も市職員も、いわゆる性的マイノリティとされる方々が明らかに困難な状況のもとに置かれていると認識している以上、いわゆる性的マイノリティとされる方々のさまざまな困難を政治・行政が解決すべき立法事実の存在が明確になったと私は改めて認識した。

市長は、対応が必要な立法事実が存在すると認識しておられるか。

- (2) 本市の基本構想・基本計画・条例・計画へ性的な多様性の存在と諸課題への対応を明記する必要性について

ア 市長が所信表明で明言した「基本構想」「基本計画」の見直し作業において、性的指向・性自認にかかわらず多様性を認め合い、自分らしく暮らせる共生の地域社会の実現を目指すことを新たに記すよう、検討を指示していただけないか

地方行政の取り組みにおいて最上位に位置づけられているのが「基本構想」だが、本市の「基本構想」は 1997 年度から 2025 年度までを対象期間とし、高齢者や障がいのある方々との「共生」はうたわれているが性的な多様性については一切触れられておらず、「多様性」の単語も一度だけ出てくるが、2017 年現在の文脈で語られる「多様性」とは違う意味で使われている。

「基本構想」に基づき作成される「基本計画」は、行政各分野の個別計画・方針を束ねる最重要計画だが、本市の「基本計画」は 2011 年度から 2021 年度までを対象期間としたもので、旧来の男女二元論に基づいた「性別」に関する記述はあるが、性的指向・性自認や性的な多様性の保障に関する記述が一切ない。

行政の最上位の「基本構想」「基本計画」におけるこうした本市の不作為が、実際には多数存在しているいわゆる性的マイノリティとされる方々を公的にいないことにしており、差別や偏見を初めとする日々の生きづらさの固定化につながっている。

かねてから性的な多様性と共生の地域社会の実現を明記する必要性を感じてきたが、新たに上地市長が就任し、任期中に「基本計画」の見直し作業に着手すること、その際は「基本構想」もあわせて見直し作業を行うことを所信表明で述べてくださった。

そこで、この「基本構想」と「基本計画」の見直し作業においては、性的指向・性自認にかかわらず多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる共生の地域社会の実現を目指すことも新たに記すよう検討を指示していただきたいが、市長はどうお考えか。

イ 旧来の男女二元論によって策定されている本市の「男女共同参画推進条例」を、5年以内の見直し規定に基づいて見直しを行い、性的な多様性の明記をはじめ、いわゆる性的マイノリティとされる方々への差別や偏見、人権侵害や暴力の禁止等を明文化する方向での改正を検討すべきではないか

当事者の声に加えて、市民アンケートからも立法事実が存在することを指摘したが、アンケートではその解決策として「法律等に性的マイノリティの方々への偏見や差別解消の取り組みを明記する」との回答が最も多かった。

一方で、本市の「男女共同参画推進条例」(以下、現行条例)は旧来の男女二元論に終始しており、性的な多様性の存在そのものが一切記述されていない。アンケートで明らかになった市民の思いにも応えていない、時代おくれの内容となっている。つまり、現行条例には明らかに不備があり、人権尊重のための条例が逆に社会的排除の現状を固定化することにつながっていると一言をええない。

そこで私は2013年第4回定例会、2015年第4回定例会で前市長に対して2度にわたり、いわゆる性的マイノリティとされる方々の存在をないものとして排除している現行条例の改正

を提案してきたが、前市長は、現行条例で性的マイノリティとされる方々の存在も読み取れる、改正は必要ない、との答弁を繰り返してきた。

しかし、すでに全国では「小金井市男女平等基本条例」「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」「文京区男女平等参画推進条例」等を初め、多くの自治体が条例中に性的指向・性自認等について明記し、人権への配慮、差別の禁止、DVやセクシュアルハラスメント、暴力行為の禁止等を明文化している。

現行条例では5年以内の見直しを明記しているが、すでに最新の改正（2013年4月施行）から5年がたつ今、必ずこの視点を入れて改正作業を始めるべきだが、市長はどのようにお考えか。

ウ 現在策定作業中の「第5次男女共同参画プラン」も旧来の男女二元論に終始しており、いわゆる性的マイノリティとされる方々の存在や課題が軽視されているが、他都市のように計画中に明確に性的な多様性の存在と共生の実現を基本理念等に記述し、課題解決に向けて数値目標を設定しさまざまな施策を体系的に取り組むプランとすべきではないか

前市長のもとで策定がスタートした「第5次男女共同参画プラン」の概要が8月開催の男女共同参画審議会で示されたが、いわゆる性的マイノリティとされる方々に関する記述は単に新規事業として「多様な性に対する理解の促進」が加えられただけで、基本理念や施策方針にも含まれず数値目標も設定されていない。

本来プラン策定の目的は、性に起因する差別や偏見をなくしていくことにある。さまざまな性的指向・性自認を持つ方々はまさに典型的な男女のありようにあてはまらないという理由で差別を受け続けてきた方々であり、プランがその存在を無視するのは本来の目的に反している。このままプランが完成すれば、いわゆる性的マイノリティとされる方々の存在や諸課題が公的に矮小化され、さまざまな不利益を受けている現状を固定化することにつながってしまう。

一方、他都市では計画に性的な多様性の存在の明記とともに、

総合的な課題解決に向けた体系的な取り組みを明記している。

したがって審議会の作業中とはいえ、大幅に事務局原案を変更し、本市のプランにおいても、そもそも基本理念や取り組みの方向性に性的な多様性の存在と共生の実現を目指すことを明記した上で、総合的な課題解決の取り組みを体系的に位置づけるべきだと考えるが、市長はどのようにお考えか。

また、プラン策定にはいわゆる性的マイノリティとされる当事者の方々の参加が不可欠だが、現在の審議会は当事者不在であることを市長はどうお考えか、この点についてもお答えいただきたい。

エ 2013年に策定された「性的マイノリティに関する施策」「性的マイノリティに関する施策体系」だが、位置づけが不明確な現状を改善する必要性とともに、より総合的な課題解決に向けて内容を充実させる必要性について

性的な多様性を保障するために本市では既にさまざまな取り組みを進めており、市立病院での同性カップルを含んだ手術同意指針等、他都市から問い合わせがくる先進的な取り組みもある。

しかし、残念ながら障がい・子ども・高齢の分野のように行政計画を策定し、総合的な取り組みを計画的に実施してきたわけではなく、課題に出会うたびに私やNPOが提案して、熱意ある市職員とともに、一つずつ手探りで実現してきたのが実情だ。

本市が発表している唯一の公的文書である、2013年に策定されたA4用紙2枚の「性的マイノリティに関する施策」「性的マイノリティに関する施策体系」があるが、この位置づけは策定時から不明確で、対象期間も数値目標もなく、PDCAサイクルで検証もできない。その取り組み内容も、2017年現在、求められている内容には全く足りていない。

そもそも、この「性的マイノリティに関する施策」とはどういう位置づけの書類なのか、まず、お答えいただきたい。

そして、内容的にも不備が多く改定が必要だが、この際「性

的マイノリティに関する施策」を発展させて、明確に行政計画に格上げすべきではないか。

また、行政計画に位置づけるか否かにかかわらず、対象期間の設定、数値目標の設定、総合的な課題解決に向けた取り組みの充実、進捗管理などを明記する必要がある、内容を全面的に改定する必要があるのではないか。市長はどのようにお考えか。

(3) 同性カップル等の存在を公的に認め、その権利を守る取り組みの必要性について

ア 同性カップル等のパートナーシップ宣誓書を受領し、受領書を発行することで、同性カップル等のパートナーシップを本市が公的に認める取り組みを始めるべきではないか。特に、要綱制定による「世田谷方式」を採用し、早急に実現すべきではないか

多くの国民が同性パートナーシップを同性婚と誤解しているが、全く異なる。同性婚は法的に結婚を認め、さまざまな権利と義務が付与されるもので国において議論すべきだが、全国の自治体取り組みを始めている同性カップル等のパートナーシップには法的な効果は何もない。あくまでも自治体が公的に認めただけのものだ。

2015年11月に世田谷区で始まり、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市では、自治体が同性カップル等の、いわゆる性的マイノリティとされる方々のカップルがパートナーであることを公的に示す書類の交付を開始した。渋谷区のみが条例制定をしたが、証明書発行費用が高額に上ることなどハードルが高く、要綱で証明書発行を可能にした世田谷方式が主流である。

事前連絡の上で役所に必要書類を提出し、申請書に署名をして、パートナーであることを宣誓し、役所は受領証を発行する。当事者は20歳以上、他に配偶者やパートナーがいてはならない等の条件がある。私が同性カップル「等」とするのは、一方がトランスジェンダー当事者で戸籍の変更を行っていない場合は同性カップルではないためにパートナー宣誓から排除されてしまうからだ。こうした事例をなくすべく、札幌市ではこ

の方式を採用している。

前記6自治体に共通しているのは、人権を尊重し、多様性を認め合い、いわゆる性的マイノリティとされる方々も暮らしやすい、誰もが自分らしく暮らせる社会にしたいという理念である。具体的な法的効果はないが、同性カップル等が日本にも存在するということを可視化するための取り組みとして、当事者に結婚式での誓約や婚姻の届け出に近いものを提供し、自治体が証明書を発行することによりもたらされる象徴的な効果を重視してきた。つまり、社会通念や慣行に働きかけ、人々の意識を変えてもらうことが主たる目的なのである。

しかし、婚姻制度のような法的利益を認めるものではないにもかかわらず、こうした公的承認をきっかけとして民間の不動産会社と金融機関が同性カップルの住宅ローンを認める、生命保険会社や携帯電話会社も家族と同様に扱う、といった自発的な動きも広がっており、証明書発行による波及効果も期待できる。

そもそも2014年9月の世田谷区議会で上川あや議員が同性パートナーシップの公的承認を提案した際、行政側に示した参考資料には、2013年第1回定例会の質疑で私が行った提案が記されていた。その後の世田谷区の躍進は全国に知られている通りだが、かたや本市は無理解な前市長の提案拒否により多様性を認める共生の地域社会を進めるまちとして全国に知られる好機も逃し、本市の同性カップル等の願いは今も置き去りにされたままだ。

しかし、多様性を前提とした共生社会の実現を目指す「誰も一人にさせないまち」を最終目標とする上地市長が誕生した。今こそ本市も同性カップル等のパートナーシップ宣誓書を受領し、受領書を発行する公的承認の取り組みを実施していくべきではないか。

また、その実施方法の検討に当たっては要綱制定による世田谷方式による迅速な実行を強く推奨するが、いかがか。

イ 本市児童相談所は同性カップルを里親認定のプロセスから排除するのをやめて、他の里親希望者同様の扱いをすべきでは

ないか

2017年4月5日の毎日新聞において、大阪市が男性カップルを里親認定し全国で初めて子どもを委託したことが大きく報道された。その後、全国の児童相談所設置69自治体に対して里親認定の基準を問う調査報道がなされたが、本市は「同性であることを児童相談所がどう評価するか分からない」と明確な回答をしなかった。現状ゼロである以上、実質的に排除していると指摘せざるを得ない。同性カップルに育てられた子どもに何の問題もない海外の事例から見ても、本市の回答は明らかにおかしい。

児童福祉法上の里親制度では、里親の登録条件は各自治体によって異なっているが、本市は現在、性的指向・性自認を理由とした除外基準こそ設けていないものの、施設で暮らす子どもの数に比べて圧倒的に少ない里親の貴重ななり手を現実的に排除している実態があるならば、改善すべきだ。

性的指向・性自認にかかわらず、他の里親希望者と同様の里親認定のプロセスを受けられるように、基準に基づいて申請を受理し、児童相談所が研修を実施し、的確か否かを審査会で審査し、的確であれば市長が認定し、子どもの委託を可能にすべきではないか。

ウ 不動産業者に協力していただき、同性カップル等に賃貸や売却を積極的に行う店舗には本市からレインボーフラッグやシール等をお渡しし、店舗に掲出していただくよう依頼していただけないか

いわゆる性的マイノリティとされる方々の住宅物件探しに対して、本市では民間の不動産業者が大変協力的で、これまで本市は商工会議所不動産部会へ情報提供をしたり、事業者は本市主催の講演会に参加してくださっている。

一方で、いわゆる性的マイノリティとされる当事者の方々にとって、物件を探すのは心理的なハードルが高いままの状態が続いており、市内の不動産業者の協力的な姿勢もいまだ知られていない。

そこで、当事者の皆様に心理的ハードルを下げてください

段として、既に協力的な姿勢をもって同性カップル等に賃貸や売却を行っていただいている不動産業者に対して、本市からレインボーフラッグやシール等を提供して、店頭に掲出するよう依頼していただけないか。

2 昨年末に市職員を対象として試行したフードドライブを本格的に実施し、外部にも周知する必要性について

- (1) 昨年末、福祉部自立支援担当が中心となって、市職員から食料の提供を募るフードドライブを試行した。その結果、非常に多くの食料が集まり、福祉部、こども育成部等において年末を乗り越えることが難しい困窮世帯の方々に対して食料の提供がなされた。

この試行の成功を受けて、今年も年末に向けてフードドライブを実施すべきと考えるが、市長はどのようにお考えか。

- (2) 昨年はフードドライブの実施を公表せずに、あくまでも市役所内部での試行にとどめたが、外部に広報をしていたならば食料を必要とするより多くの方々がその提供を求めていたはずだ。

相談のために窓口を訪れた方に内々で食料を提供するのではなく、フードドライブの実施を広報し、年末年始に困窮しかねない方々の求めに応じて食料の提供を行うべきではないか。

発 言 通 告 書

発言者氏名	小林伸行
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	教育長

【件名及び発言の要旨】

1 教育品質のマネジメントについて

- (1) 授業に品質問題があるという認識はあるか。
- (2) 品質問題は個々の教師の能力の問題ではなく、教育の品質マネジメントの問題だと考えるが、いかがお考えか。
- (3) 授業の品質管理に最終的な責任があるのは、誰か。
- (4) 教育品質について基準を定め、教員を評価し、基準に達しない教員は教壇に立たせず、研修をさせる、いわば教育品質マネジメントシステムを構築すべきではないか。

2 小中学校の統廃合と施設について

- (1) 市長が小中学校にさまざまな機能を集約して複合化しようとする場合、協力する姿勢をお持ちか。
- (2) 地域コミュニティー拠点として共用する特別教室等の施設は市長部局に所管を移し、「2人目の校長」を置くべきではないか。
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によれば、設置から10年以上経過していれば、転用に許可も承認も不要で

あり、補助金を返還したり基金に積んだりする必要も全くないはずだが、認識はどうか。

- (4) 市長から市長部局と教育委員会にまたがる兼務辞令について提案があった場合、人事権を持つ教育長としては同調するか。
- (5) 旧桜台中学校に総合型地域スポーツクラブを誘致してはどうか。

3 小中一貫教育と学区の不整合について

- (1) 学校選択制は、3年の移行期間を設け、2020年3月末をもって廃止すべきだと考えるが、いかがか。
- (2) 学区がそろっていない小学校と中学校は、段階的に学区を変更して、徐々にそろえていくべきだと考えるが、いかがか。
- (3) 小中一貫を強化すればするほど、不一貫となった生徒が疎外感を強めることにつながる。この問題をどう捉えているか。
- (4) 学区を適時適切に柔軟に見直すことで不要な投資を抑えるとともに学校を廃校対象から救える効果もあるが、お考えを伺う。

4 部活動の社会化について

- (1) 「部活動指導者派遣推進事業」を徹底的に強化すべきだと考えるが、いかがか。
- (2) 「指導者は基本的に外部から登用するため、原則として顧問を引き受けないこと。特別に顧問を希望する者は教育委員会の許可を得ること」とし、教育長名で通知を出してはいかがか。
- (3) 部活動の活動日数や活動時間数には「週3日・6時間まで」といった制限を設けてはいかがか。
- (4) 複数の部活動への所属を積極的に奨励してはいかがか。
- (5) 放課後、好きな学校の好きなチームで練習することを奨励してはいかがか。

- (6) 複数の中学校を一つのブロックとし、ブロックごとにさまざまな種類の部活動を一通りそろえてはいかがか。

5 学校へのガバナンスについて

(1) 組体操等の必要性について

- ア 組体操等のリスクは教育的効果に見合うとお考えか。
- イ より安全な手法を必ず選択するよう指示する通知を出していただきたいと考えるが、いかがか。
- ウ 筋論では実施の判断をするのが学校長であれば、賠償や訴訟のリスクも学校長に負わせるべきだと考えるが、教育長はいかがお考えか。
- エ 事故を起こした学校長に、処分や人事上の措置をする仕組みは、絶対に必要だ。どのような対策をとっていただけるか。
- オ 学校事故に関するリスクアセスメントの進捗はどのようになっている、議会にはいつどのような形で報告いただけるのか。現時点の状況を伺う。

(2) 「畳の上の水練」の解消について

- ア 「畳の上の水練」を解消すべきだと考えるか。
- イ 水泳を習える学校と習えない学校があり、学習機会に不公平があることをどう説明するのか。

(3) 学童クラブと全児童対策の「2本柱」への対応について

- ア 学童保育サービスは学校内で提供すべきだと考えるか。
- イ 学童クラブと全児童対策を「2本柱」として進めるとの市長方針は、つまり「原則として、各小学校は余裕教室を2教室明け渡せ」という意味と理解するが、教育長の受けとめはどうか。
- ウ 学童保育サービスと全児童対策を一つの教室で一体的に提供する方式が、最も教育現場の理解を得やすい現実的な方策だと考えるが、市長と調整してはいかがか。

(4) 教育委員会による学校へのガバナンスのあり方について

ア 学校長の判断、意向だけでなく、実際には、運用の中で教育長から学校長に対してガバナンスを利かせて変化させていくことはできるのではないか。お考えを伺う。

6 総合教育会議について

(1) 教育長から総合教育会議の議長である市長に対して開催を依頼することがあってもよいのではないか。また、教育長から新たな議題を提案してもよいのではないか。お考えを伺う。

発 言 通 告 書

発言者氏名	二見英一
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	<u>一 括</u> 、一問一答
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 浦賀奉行所 300 周年記念事業とその後のまちづくりについて

- (1) 浦賀奉行所開設 300 周年を広く周知し他地域とのネットワーク形成や相互交流を行う必要性について
- (2) 横須賀復活のための3つの構想及び4つの計画を踏まえた今後の浦賀のまちづくりに対する考えについて

2 残薬バッグ運動について

- (1) 1年間の試行期間の検証結果で判明した医療費削減や誤飲などのリスク回避の効果に対する所見について
- (2) 事業を広く市民に周知するための支援の必要性及びさまざまな支援の方策に対する所見について
- (3) バッグの作成支援や啓発イベント及び講演会などを開催する必要性について
- (4) 医療や介護の専門職による連携のような多職種間の連携強化について

3 中学校給食センターについて

- (1) 中学校給食センター用地として選定された旧平作小学校を使用している町内会や各団体のほか、地域住民に対する丁寧な説明の必要性について
- (2) 音やにおいなどの環境対策について
- (3) 周辺住民の不安を取り除き理解を深める取り組みについて
- (4) 災害時の食料を確保するための給食センター運営事業者との協定締結について
- (5) 公共施設の廃止または建設に当たっては丁寧に説明責任を果たし、行政と市民の信頼関係を築きながら進めることについて
- (6) 旧平作小学校が中学校給食センター用地として決定した場合、速やかな周辺住民への説明やさまざまな地域への配慮を行うとともに、給食センター完成の際は地域が喜び、市民に愛される施設とすることについて

4 就学援助制度について

- (1) 入学前に就学援助費の交付ができるよう準要保護者の方に対して配慮する必要性について

発 言 通 告 書

発言者氏名	小幡沙央里
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長、選挙管理委員会事務局長

【件名及び発言の要旨】

1 投票率の向上について

- (1) 平成29年6月25日横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙当日の投票呼びかけの放送を行わなかった理由及び最終判断者について
- (2) 投票率が低い投票所の見直し等対策の検討について
- (3) 学校、家庭、地域と連携・協働した主権者教育の展開について

2 地域福祉について

- (1) 地域福祉計画の方向性及び策定スケジュールについて
- (2) 地域包括ケアシステムの構築について
 - ア 同システムを構築する際の拠点について
 - イ 地域包括支援センター、健康福祉センター及び障害者相談サポートセンターの各機能の今後のあり方について
 - ウ 訪問での支援を必要としている人への体制構築について

(3) 発達障害者の支援について

ア 発達障害者の相談窓口の設置について

イ 同相談窓口の設置に向けた三浦半島他都市との連携について

3 地域での活動について

(1) 地域包括ケアシステムや支え合い活動に関する周知啓発の必要性について

(2) 町内会・自治会について

ア 地域での福祉の対象を高齢者だけでなく小中学生などにも拡大する具体的な提案の試みについて

イ 会長や役員のなり手不足への対処について

(3) 民生委員不足への支援について

4 保育園の主食強化について

(1) 公立保育園の主食強化への退職金の充て方について

(2) 公立保育園以外の主食強化に関する考え方について

発 言 通 告 書

発言者氏名	渡辺光一
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 浦賀奉行所開設 300 周年について

- (1) 市長が描く浦賀奉行所開設 300 周年事業について
- (2) 浦賀奉行所開設 300 周年記念式典について
 - ア 下田市、函館市、ニューポート市等への参加要請について
 - イ 国際式典としての取り組みについて
- (3) オリンピックと連動した取り組みについて

2 10,000 メートルプロムナードについて

- (1) 同プロムナードの目的とターゲットについて
- (2) 多くの参加者がいる「1万メートルプロムナード・ウォーク」が開催されているにもかかわらず、遊歩道の整備不良な状態が本市のイメージに与える影響について
- (3) 海洋都市構想における同プロムナードの活用について

3 海水浴場について

- (1) 横浜市の海の公園と同形態による海水浴場開設の可能性について
- (2) 観音崎の海水浴場指定に向けた整備について
- (3) 海水浴場のバリアフリー化による発信力の強化について

発 言 通 告 書

発言者氏名	嘉山淳平
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 「人口減少に歯どめをかける」宣言について

- (1) 市長はどのようなお考えから、人口減少に歯どめをかけると宣言されたのでしょうか。
- (2) 具体的にどの指標において歯どめをかけることを念頭に宣言されたのでしょうか。
- (3) 現在、人口減少を前提とした計画等を進めているが、人口減少に歯どめがかかった際の計画等の見直しも想定して、今後運営されるおつもりでしょうか。
- (4) 人口減少に歯どめをかけるという市長のビジョンは、今後も変わることはないか、お聞かせください。

2 経済の活性化と雇用の創出について

- (1) 中小企業振興プランについて、中小企業振興基本条例を議員時代に提案された市長から見て、これまでの事業展開をどのように評価しているのでしょうか。
- (2) 都市政策研究所が毎年行っている基本計画重点プログラム市民アンケートでは、経済と雇用の創出における評価は低い数値

が常態化している。市長はこの市民アンケートの結果を受け、どのような印象をお持ちか、お聞かせください。

- (3) 具体的な施策については、今後、(仮称)横須賀再興プランに反映していくとのことだが、市長として、雇用政策における課題は何であるとお考えでしょうか。
- (4) 市内企業数をふやし市内経済を循環させ、市内事業所数や従業員数をふやしてくために、どのような戦略で企業誘致活動を強化していくおつもりか、お聞かせください。

3 西地区の開発について

- (1) 西地区の豊かな環境を私は守り続けていかなければならないと考えている。市長は、「西地区の開発」について、どのような開発を想定されているのでしょうか。
- (2) 市長は、公約にも「国道 134 号を拡幅」と記載があったが、拡幅できる土地はほとんどないに等しいのが現状である。「国道 134 号の拡幅」について、具体的にどのエリアを想定しているのでしょうか。
- (3) 市長は、この西地区をリゾートと表現することで、どのようなエリアにしていこうとお考えか、お聞かせください。

発 言 通 告 書

発言者氏名	井口一彦
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	<u>一 括</u> 、一問一答
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 給食センターの施設整備と活用方法について

(1) 給食センターは長期間の使用を前提としているが、将来の生徒数の減少により施設の能力が余剰となることが想定される。また、学校給食は平均して年間 190 日の稼働であり、残りの日数をどのように利用するかという課題がある。そこで、以下の項目について伺う。

ア 小学校給食を給食センターで対応する考え方を今後の施設利用の検討に取り入れていく可能性はあるのか。

イ 日常の余剰能力を高齢者への配食等にも活用する検討を行うのか。

ウ 施設の一般開放や見学施設の充実など、来場者向けのサービスをどのように考えているか。

エ 災害時の炊き出し機能についてどのように考えているか。

(2) 災害時でも機能するように整備するには、熱源としてLPガスを確保しておく必要があると考える。

ア 災害時にも給食センターが機能するために、どのように整備し、活用するのか。

- (3) 公共施設マネジメントの観点から、給食センターを「行政サービスの提供拠点」と捉える必要があると考える。そのためには、多くの関連する部局や民間事業者との横断的な話し合いと高い意見調整能力が求められている。

ア 柔軟な取り組みと大胆な施設整備の発想を期待するが、市長の意気込みはいかがか。

2 横須賀市歌について

- (1) 昨年 の 第 3 回 定 例 会 での私の質問への答弁を踏まえて、市内の公式な場で市民が市歌を歌う機会や耳にする機会はふえたのか。
- (2) 市長にとって市歌はどのような存在か。
- (3) 協調と連帯を図るために市歌をどのように活用するのか。

発 言 通 告 書

発言者氏名	井坂 直
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 環境行政に対する基本認識について

- (1) 市長が目指す3つのまちづくりのイメージである「海洋都市構想」において、久里浜に計画されている石炭火力発電所は必要な施設であるのか。市長の基本的な認識を伺う。
- (2) 市長は所信表明において「豊かな自然とビジネスを融合させたまちづくりを進めます。」と表明されたが、環境保全と経済発展が両立しにくいことは、これまでの近代歴史の中で明らかである。持続可能な地域社会の形成のためにも、地方自治体は民間企業である事業者に対して、将来の日本社会を見据えた事業展開に努めるよう提言する必要性があるのではないか。市長のお考えを伺う。

2 地域資源の有効活用と保全について

- (1) 来年度の予算編成方針の基本姿勢の中で、「地域資源の最大活用」と明記されているが、横須賀の空気も都会にはない貴重な地域資源の一つとして捉えることができるのではないか。市長のお考えを伺う。

- (2) 空気も「地域資源である」と考えた場合、当然次のステップとして資源を有効活用していくことが求められる。上地市長の掲げる3つの構想のうちの一つである「音楽・スポーツ・エンターテイメント都市構想」におけるスポーツによる地域活性化をうたうならば活用と保全はなおさら必要なはずだ。マリレジャーやマリンスポーツ、また、海岸で釣りなどを楽しむ方々は、すぐそばにある石炭火力発電所を果たしてどのように受けとめるでしょうか。市長はご自身の構想と整合性はとれているという認識か、伺う。
- (3) 健康促進の取り組みを進める本市の立場から見ても、石炭火力発電には問題があると思う。排出される硫黄酸化物や窒素化合物は光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントなどの化合物を生み出す。光化学スモッグ注意報が発令された場合、外出や屋外での活動を控えることを予防法とするが、結果としてボランティアの皆さんなど活発な地域活動にも影響を及ぼすおそれがあると考えます。賑わいと暮らしやすさを掲げる上地市長の横須賀復活計画と合致するとお考えか、伺う。

3 環境影響評価における首長としての意見表明について

- (1) 横須賀市環境審議会において、「県知事から横須賀市長あてに意見を求められている中で、市長から意見形成のための諮問はされないのか。」という旨の発言が会議録にある。これから環境影響評価準備書の手続きにかかる予定であることを踏まえて、上地市長には本市の環境審議会に諮問していただきたいが、いかがお考えか、伺う。
- (2) 今年の1月に兵庫県赤穂市が、3月には千葉県市原市が石炭火力発電の計画を断念し、4月には兵庫県高砂市の石炭火力の新設計画が延期された。市原市の計画は以前に環境大臣から「是認できない」と指摘されていたものだが、いずれも今後の電力需要を考慮して採算性がとれない可能性があることと事業者が判断したものである。日本共産党市議団は、久里浜の火力発電所の再稼働自体に反対するものではなく、発電が必要であるならば、環境に負荷が少ないとされる液化天然ガスを選択すべきという立場だ。国際社会の潮流から外れてしまう方向にかじを切った

ままの状態でもいいのか、警鐘を鳴らす必要があるのではないかと、市長のお考えを伺う。

4 アスベスト解体工事について

- (1) 現在、久里浜の横須賀火力発電所ではアスベストを含む解体工事が行われているが、周辺住民の方でも工事内容が周知されていない。住民不安を解消するためにも、事業者が説明会などを開催する必要がある。本市には解体工事に関する条例がないことが招いた結果かもしれないが、これほどの長期間で大規模な解体工事は本市においても少ないと思われる。説明責任とあわせて適切に行うよう、事業者に要望していただきたいと考えるが、市長はいかがお考えか、伺う。

5 国民健康保険の県単位化について

- (1) 今回の都道府県単位化にあたり神奈川県が財政運営の責任主体となり、市町村の財政リスクは軽減され、財政運営の安定化が図れるものと説明されているが、市長自身、県単位化によって横須賀市の負担は軽減されるとお考えか、伺う。
- (2) 厚生労働省保険局による「国民健康保険事業年表」及び「国民健康保険実態調査報告」によれば、1980年代の国民健康保険料は平均して3万円から4万円台であり、1990年代は6万円から7万円、2000年代は8万円から9万円と上がり続けている。加入世帯の平均所得は、1990年代のバブル絶頂期の276万円をピークに下がり続け、2015年度は130万円台にまで落ち込んだ。無職の年金生活者や低所得の高齢者が被保険者の多数を構成している一方で、1980年代には50%を超えていた国民健康保険の総会計に占める国庫支出の割合が、今ではおよそ25%まで引き下がっている。来年度以降、国は3,400億円の財政支援の拡充を行うとしているが、全国知事会は政府に対して1兆円の国庫負担増を要求している。市長は、県と連携して国に対してどのような働きかけをしていくおつもりなのか、お考えを伺う。
- (3) 国に対しては、県が市町村とともに単独事業として実施して

いる小児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、重度障害者医療費助成を国の制度として創設することや、自治体独自で医療費助成を実施することに伴う国庫負担金の削減措置を廃止することについて、国に対して要望していただきたいが、市長はいかがお考えか。

- (4) 厚生労働省が今回の国民健康保険改革の一つの目玉にしているのが「保険者努力支援制度」である。この制度は、市町村・都道府県の医療費削減や収納率向上の努力を国が判定し、成果をあげている自治体に予算を重点配分する仕組みだ。具体的には重度化防止・収納率向上で40点、特定保健指導実施率の向上等で20点、地域包括ケアの推進で5点など、厚生労働省が市町村の取り組みを採点して点数に応じて特別調整交付金の一部（2016年度で150億円）を案分するとしている。このような全国の自治体同士を競わせる制度自体に私は強い憤りを感じる。さらに市町村の独自判断で行ってきた一般会計からの法定外繰り入れを「よい繰り入れ」と「解消すべき繰り入れ」とに分類し、自治体が住民福祉として実施している負担軽減や給付上乘せは解消すべきとしている。このような国の姿勢に対しては見直しを求める必要があると考えるが市長のお考えを伺う。

発 言 通 告 書

発言者氏名	加藤ゆうすけ
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 歴史資料の保管・活用について

- (1) 市史編さん事業に活用された歴史資料のうち、約 62,000 点が中央図書館 3 階会議室に運び込まれている。貴重な歴史資料については、温度・湿度の管理や、虫食い等からの保護を要するものもあるが、現状について、市長の所見を伺う。
- (2) 市史編さん事業に活用された歴史資料に限らず、市史を後世に伝承するためには、資料の不断の収集が不可欠である。ふえ続ける自然・人文科学の歴史資料の保管場所、保管方法及び活用方法について、市長の所見を伺う。

2 軍港資料館等について

- (1) 軍港資料館等検討部会より、「軍港資料館等検討報告書」（平成 29 年 2 月）が示されたが、同報告書の内容と横須賀の近代史を後世に伝えるための資料館のあり方について、市長の所見を伺う。
- (2) 軍港資料館の整備に向けて今後どのようなスケジュールで動いていくのか。

- (3) 「海洋博物館」とは、何を指すのか。「軍港資料館」とは、別の施設なのか。

3 歴史的価値・知名度の高い、浦賀の地の今後について

- (1) 浦賀警察署の移転、千代ヶ崎砲台跡の日本遺産構成文化財の認定、浦賀奉行所跡地の整備、浦賀奉行所開設 300 周年など、浦賀を取り巻く状況はにわかには大きく動き出している。市長が訴えた浦賀ドック跡地の再生も含めて、総合的に浦賀のまちづくりを考える必要がある。

ア 千代ヶ崎砲台跡などの浦賀の歴史遺産を活用する上で、周辺地域の開発も含めた、浦賀のまちの全体構想を打ち出していく考えはあるか。

イ 造船技術史上重要な産業遺産が浦賀ドック内に雨ざらしのまま放置されている現状をどう思うか。

ウ 産業遺産をしかるべき保存環境に移し、本市の産業遺産に対する思い入れと、歴史遺産を後世に伝えていく意思を市内外に示していくべきであると考えているが、いかがか。

エ 浦賀奉行所跡地の譲渡について、住友重機械工業（株）とどのような連絡調整を行っているか。

オ 「横須賀復活」を目指し市政運営する中で、浦賀奉行所開設 300 周年を目前に控えた浦賀に期待する役割は何か。

- (2) 海洋都市構想と浦賀ドックの関係性について

ア 海洋都市構想の中で浦賀ドックをどのように位置づけるのか。

イ 「浦賀ドックを海のテーマパークに」というチラシの記述は、住友重機械工業（株）との打ち合わせを行った上での記載だったのか。

ウ 住友重機械工業（株）代表取締役社長らと面会した際に、浦賀ドックのことについてどのような話し合いをしたのか。また、今後の話はあったのか。

発 言 通 告 書

発言者氏名	田中洋次郎
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 YRPの今後の展開について

- (1) YRPは今後も今までどおり情報通信技術の集積拠点として展開していくのか。
- (2) 国が進めているデータ利活用型スマートシティの実証モデル都市に手を挙げていく考えはあるのか。
- (3) YRPにもう一度輝かしい歴史を刻むために、スマートシティなどのデータ活用の取り組みに挑戦する考えはあるのか。
- (4) 国の情報通信技術政策におけるYRPの位置づけや、その価値を高めていく必要性に対する市長の見解を伺う。
- (5) 海洋研究開発機構などの市内研究機関との連携を強化していくことで、世界から注目される横須賀になる可能性に対する市長の見解を伺う。

2 アートとテクノロジーによる地域創生に関する提案について

- (1) 毎年のようにコンクールで賞を取っている横須賀総合高校美術部の教育環境、指導体制の維持に対する市長、教育長の考え

を伺う。

- (2) アートを広く知ってもらうために、横須賀総合高校美術部の活動をアピールする機会が必要と考えるが、市長の見解を伺う。
- (3) メディアコンテンツとテクノロジーを融合させる試みや人間の感情を伝達する分野の先端的研究により、国際ネットワークのハブとなることを目指してはどうか。